

○大串委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分間において、医療法の改正、介護問題、そして障害児福祉の所得制限の撤廃について御質問をさせていただきたいと思います。

医療法、医療、介護の質問の前に障害児福祉の所得制限の撤廃の質問をさせていただきます理由を申し上げますと、特別児童扶養手当所得制限撤廃、そして障害児福祉手当の所得制限撤廃、約一千億かかるんですね。是非これを補正予算に入れていただきたいということが私の切なる願いあります。

そして、これは先日も日野議員や宗野議員も質問されておられましたけれども、特に国民民主党さんがプログラム法の議員立法も出されていますし、今までから精力的に国民民主党さんが取り組まれてきた問題であります。

私たちも遅まきながら、今回の経済対策の中で、今日の配付資料にありますように、酒井さんが子供政策担当の部会長でありますけれども、障害児福祉に関する所得制限の撤廃、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、放課後デイ、そして特別支援教育就学奨励費などについての所得制限の撤廃を盛り込みましたので、今まさに元祖であります国民民主党さんや他党にも呼びかけて、超党派で十二月上旬には議員立法を提出したいと思っております。

これは自民党さんも維新さんも反対される理由というのではありませんので、是非とも今国会中に超党派で大串委員長のリーダーシップの下、この法案を成立させて、本当に、障害児福祉の所得制限の撤廃を実現して、その一千億を是非とも補正予算に入れていただきたいという趣旨で質問したいと思います。

いずれ議員立法を提出しますので、是非この委員会で審議をしていただきたいと思います。大串委員長、よろしくお願ひいたします。

○大串委員長 理事会で協議をいたします。

○山井委員 その上でですが、ここにありますように、例えば特別児童扶養手当では、扶養家族三人の場合には、七百七十万円以上の所得になると受けられなくなるということです。

そして、上野大臣にお伺いしたいと思いますが、これは分からなかつたら分からなかつでいいんですけれども、先日もこの質問があつたんですけれども、特別児童扶養手当と障害児福祉手当は、大体何人ぐらいが今受給されていて、何人ぐらいが所得制限にひつかかって受けられていないのかというのは、もし御存じであればお答えください。分からぬのであれば分からぬで結構ですので。

○上野国務大臣 手元に詳細な資料はないんですが、支給停止になった件数でございますが、特別児童扶養手当一級の場合は一万三千人余りだと承知しています。

○山井委員 ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれません、私たちが調査、試算したところでは、受給者が、特別児童扶養手当は現時点で二十七万人、そして障害福祉手当の方は六・三万人。それで、仮定の、推計ですけれども、所得制限によって受けられていない方が、特別児童扶養手当は約十八万人。ということは、約四割が所得制限にひつかかって受けられていない。そして、障害福祉手当の方は、受けている方が六・三万に対して受けられない方が二・一万人、約四分の一、二五%が所得制限で受けられていないということなんですね。これで約一千億かかるわけなんです。

これを、二十兆円の補正予算を出すと聞いていますけれども、〇・五%ですかね、是非入れていただきたいという心からのお願いなんです。

このことについて、私も一昨日夜、Xを読んでおりましたら、こういうXがございましたので、ちょっと御紹介させていただきたいと思います。

うちの子供たちは無発語です。二人とも重度の障害者手帳を持っています。夫は早朝から遅くまで働きづめ。私は昼も夜も、支援の隙間を縫って働いています。睡眠障害がある子たちの夜の対応で、夫も私も寝ずに朝を迎えることもあります。少しでも家計を支えたくて、一日二時間半だけアルバイトもしました。でも、体がもたず入院しました。それでも今、私は在宅ワークをしています。時間も体力も、いつもぎりぎりです。

そんな中、夫の所得が少し超えているからという理由で、障害児の手当はもらえません。重度の障害を持つ子

が二人いても、です。私たちには、欲しいものも食べたいものもない。毎日を必死で乗り越えるだけ。もし手当がもらえたなら外注している支援や将来の貯金に充てたい。どうか考えてほしい。障害児を育てる家族にとって、年収は余裕を意味しないことを。私はやはり思います。所得制限は、本当に必要なのでしょうか。

これは私、実はこども家庭庁かと思っていたんですよ、ちょっと恥ずかしながら、子供の問題なので。ところが、この障害児の手当は、厚労省、上野厚労大臣が担当なんですね。

今の切実な声もお聞きいただいて、何とかこの障害児福祉の所得制限の撤廃、せめて検討でもしていただけませんか。大臣、いかがですか。

○上野国務大臣 障害児を含めた障害福祉政策の充実に努めることは私も大変重要だと考えておりますので、これからもしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

その上で、先ほど来お話のある所得制限の課題でございます。これもこれまでから、従来から議論されてきた大変重要な問題だと考えておりますが、今、全額公費の負担の制度であるということや、障害児の生活の安定に寄与するよう必要な範囲で支給するという制度の趣旨、あるいは二十歳前に傷病を負った場合の障害基礎年金との均衡などを考慮して設けられるというふうに考えております。

予算額、受給者数共に今年々増加傾向にあるほか、近年の物価上昇を踏まえて支給額の増額改定を行ってきてるところであります。こうしたことを踏まえて、政府としては、そのような見解を持たせていただいているところであります。

○山井委員 私がこだわる理由は、高市総理も政経塾の二年先輩で、三十数年前から一緒に勉強させてもらっています、親しい方ですから、是非頑張っていただきたいと思います。

そんな中で、積極財政、二十兆円。私たち、二十兆円もやるのはやり過ぎだと思っているんです、はっきり言いまして。私たちは、やはりインフレになったり長期金利が上がったりしたら駄目だからということで抑制的に八・九兆円だけれども、私たちの補正予算の経済政策にはこの一千億円は入れているんです、優先順位が高いということで。

それで、先ほど読み上げたお母さんが、翌日また次のようなXを書いておられるんですね。

昨日のポストが反響があり、とてもうれしい気持ちはありますが、子供に障害が分かってから、この数年、私は誰にも理解されることがないと思い、生きてきました。夫は帰宅が遅いので、平日はワンオペ。無発語の子供たちと私の生活。話し相手はGPTでいらっしゃいました。チャットGPTですね。無限にも続くような時間の中で、自責ばかりしていた私が、Xを始め、フォローしてくださる方々に出会い、つらいとき、泣いた夜、励ましていたとき、どれほど救われたか。今、私の声が誰かの耳や心に一瞬でも残る喜びは、私が生きたあかしにも思えます。一つのいいねは私に勇気を与えてくれます。何か、読んでいただいて、ありがとうございます。

こういうXを翌日に発行をされました。

私は、この衆議院厚生労働委員会に集う議員、大串委員長、上野大臣、そして日夜遅くまで仕事をしていただいている厚生労働省の方々の切なる思いは、ほかの委員会と違って、やはりこの厚生労働委員会というのは、一番弱い立場の一番困っている人に寄り添う、これが党派を超えて私たちの思いだと思うんですね。

そういう意味では、くどいようすけれども、二十兆円も、過去最大、二十兆円もやるのであれば、せめてこの一千億、二十兆円からすると○・五%ですよ、こういう、本当に今読み上げさせていただいたような大変な思いをして暮らしておられる方々に、クリスマスプレゼントとして、是非この決定をこの衆議院厚生労働委員会でしていただきたいと思うんです。

これは今上野大臣に質問していますけれども、あえて申し上げますが、議員立法を出す以上は、厚労省じゃなくて、正直言いまして、自民党さん、維新さんの判断になりますから。まさか審議拒否はされないと思いますけれども、そのときには、賛成か反対かを自民党さん、維新さんにはお決めいただきたいと思います。これは、もちろん各党で決めていただければいいですから。私は、もちろん賛成していただきたいと思いますけれども。これは、私は賛否が分かれる問題じゃないと思うんです。鬼木部会長も京都の勝目議員も福祉に熱心ですし、伊東先生もお医者さんですばらしい方ですから、そういう意味では、私は、本当に超党派で、これは意見が分かれることじゃないと思うんですね。

そこでお伺いしたいんですけども、私、一つ分からぬことがあるんですよ。

児童手当は所得制限を撤廃しましたよね。百歩譲って、児童手当も所得制限が残っているんだったら、百歩譲ってですよ、特別児童扶養手当そして障害児福祉手当は所得制限があるというのも、まあ、並びで分からぬではないんですよ、百歩譲って。ところが、健常者を中心とする児童手当はもう所得制限が撤廃されているんですよ。私たち、政府・与党も含めて、撤廃したんですよね。

はっきり言って、私は、どっちかというと、先に所得制限を撤廃すべきは、障害のある方々の手当の方が先に本来所得制限を撤廃すべきじゃないんですか。いかが思われますか、皆さん。そうでしょう。より困っている人に手厚くするというのは政治の原点じゃないですか。

そう考えたときに、私も考えて分からなかつたんですけども、担当大臣である上野大臣にお答えいただきたいんですけども、児童手当は所得制限が撤廃された、でも、障害のある方々の手当は所得制限が撤廃されない、この理由は何なんですか。お答えください。

○上野国務大臣 大変恐縮なんすけれども、児童手当につきましては私の所管外でありますので、その理由につきましてこの場でお答えすることは大変難しいと考えております。子供、子育て政策全体の中でそういう判断がなされたものだと考えています。

○山井委員 あえてこだわりますが、どういう判断なんですか。一般の家庭は所得制限は外すけれども、障害のある家庭は所得制限は残しておくというのはどういう判断だと、少なくとも障害児の手当の担当大臣である上野大臣は思われますか。

○上野国務大臣 障害児の所得制限に関する見解につきましては、これまでから、先ほど申し上げましたような見解を、政府として、厚労省としても取っているところであります。

それと児童手当との比較考量につきましては、申し訳ございませんが、所管外でありますので回答は差し控えさせていただきたいと思います。

○山井委員 それで、私も不勉強だったんですけども、例えば、扶養家族三人で所得制限にひっかかるのは所得が七百七十万円以上ということで、実はこれは四割なんですよ、四割。超金持ちだけがもらえないんじゃなくて、四割と言ったら、言っちゃ悪いですけれども、東京なんか半分ぐらいじゃないですか。

そういう意味では、上野大臣を責めるようで申し訳ないんですけども、上野大臣も答弁が苦しいと思うんですね。私はそう簡単に、児童手当の所得制限だけ撤廃して障害のある家庭は撤廃しないという理屈は、これは今度予算委員会で誰かが、我が党が高市総理にもこの質問をさせてもらいますが、なかなか結びつかないし、下手なことを言うとこれは障害者差別になりますからね。

そういう意味では、今まで所得制限があったのは百歩譲ってしようがないけれども、児童手当が所得制限撤廃になつたら速やかにやるということを私は超党派でやりたいと思いますし、この質問の最後になりますけれども、議員立法を出しますので、是非審議してください。この種の人道上の法案は、審議拒否というのはやはりやめた方がいいと思うんですね。審議しましょうよ。そのときまでに是非、良識ある自民党の方々、維新の方々も、急にこんなことを言って、また山井がややこしいことを言い出したなと思っていられるかもしれませんけれども、やはりこれは本当に重要なことです。

あえて言うと、私は今回、障害児のお母さん、お父さん方と話して、確かにそうだなと思うのは、これは、年間一人当たり平均すると数十万なんすけれども、お金の問題もありますよ、お金の問題もあるけれども、残り半分は、何でなの、何で所得で切られるのと。やはりそこが、国から、自分たちは所得が多いだけで、大変な思いをして障害児の方々を育てていられるのにもかかわらず、何か切り捨てられているんじゃないのか、自分たちの声が政府や国や議員に届いていないんじゃないか、見捨てられているんじゃないのかという、やはりこの絶望感なんですね。

そういう意味では、これは今上野大臣に質問していますが、議員立法を提出した瞬間に各党の判断に移りますので、是非、年末までにこの衆議院厚生労働委員会で、大串委員長の委員長提案にして提出して、ささっとこの年末までに通せばと思いますので、改めまして、この議員立法が提出されたら、是非審議をお願いしたいと思いますが、大串委員長、いかがでしょうか。

○大串委員長 理事会で協議をいたします。

○山井委員 では、それに関連して、今回の医療法の修正案が、今日出るのかと思ったら、まだ出てこないんですよね。何か来週出るんですよ。私は来週質問できませんので、済みませんが、その質問に入っている介護、障害者福祉の処遇改善の部分について上野大臣にお伺いしたいと思います。

今、井上筆頭理事も帰ってきてくださいましたけれども、私、予算委員会では井上筆頭理事と私と組んでいまして、本当に井上筆頭理事には大変お世話になったんですけども、やはり一つ心残りなのは、私たちは修正案で、この資料にもありますように、維新さん、国民党さんと共同提出で介護職員、障害福祉職員さんの処遇改善の議員立法を出したとともに、予算のいわゆる修正案を出したんですよ。

ところが、残念ながら、その法案は審議もされずに、また、私たちの予算案の介護職員、障害福祉職員さんを、少ないですよ、月一万円なんか少な過ぎますよ、みんなから怒られましたよ、でも、それでも、せめてということでこれを修正案を出したのに、政府・与党には蹴られたわけです。

ところが、今回、附則の中には、障害福祉、介護職員さんの処遇改善が入りました。これはいいことだと思います。

さらに、私、今日新聞を見てびっくりしたことがあります、「介護報酬 前倒し改定へ」、読売新聞。その中に、今回の補正予算の補助金の中には、二千五百億円程度で、介護、障害福祉の職員一人当たり少なくとも一万円の賃上げを行う事業所を対象とすると。ぶっちゃけた話、この議員立法のほぼ丸ままなんですよ、はっきり言いまして。

いや、ありがたいことですよ、私たちの考えを取り入れていただいたのは。ただ、一年遅れちゃうわけなんですよ、結局。なぜ遅れたのかということ。

それと、私たちは、遅れたので、今回の経済対策では、月一万円じゃなくて一万五千円上がる補助金をということを言っておりますが、ここで上野大臣、多少根に持っている部分がありますので、何で二月、三月、四月のときには私たちの障害や介護職員の処遇改善の案を政府・与党は拒否したのか、そして、遅ればせながら、今になったけれども、これだけ遅れた以上は一万じゃなくてやはり一万五千円ぐらい、少なくともですよ、本当は八万円ぐらい上げるべきだと思っていますが、そういうことをやるべきじゃないか。それについてお答えください。

○上野国務大臣 山井議員始め立憲民主党の皆さんと、そのような法律の議員立法の提出であったり、予算の修正などを求められてきたというふうには承知をしております。

まず、議員立法につきましては、大変恐縮ではございますが、国会の場で御議論いただくことでありますので、私の方からコメントすることはございません。

また、予算案の修正案につきまして、たしか出されていたかと思いますが、それも、大変恐縮ではございますが、国会での議決によりまして令和七年度の予算が成立をしておりますので、そのようなことだと考えています。

○山井委員 私が言いたいのは、後手後手なんですよ、後手後手。こうなることは分かっていたんですよ。

言っちゃなんすけれども、野党のみんなは、予算委員会もこの委員会でも、もう何十回もこの質問をしているんですよ。介護処遇改善、障害職処遇改善。何十回も何十回も質問しては、駄目駄目駄目駄目と。その間に、言いたくはないすけれども、多くの介護や障害職種の現場で、多くの職員が離職してしまったんですよ。廃業になってしまったんですよ。今更上げるといったって、言っちゃ悪いけれども遅いですよということを言いたいんです、私は。

だから、今後、これ以上は言いませんけれども、是非とも、大幅な補助金のアップ、そして介護報酬、診療報酬、障害福祉報酬の引上げを大幅にやっていただきたいということを要望します。

それに関連して、前回の続きすけれども、今回、医療、介護の連携、医療の整備ということを医療法で言っていますけれども、その前提是、先日の私の質問の続きにもなりますけれども、介護がしっかりしていないと、どんどんどんどん入院してこられるわけですよ。介護は予防的効果があるんですね、入院に対する。だから、医療費の抑制効果もあるんですよ、介護の充実というのは。

にもかかわらず、ここに配付資料にありますように、要介護一、二を介護保険から外すことを検討しております、一昨日も言いましたけれども、ホームヘルプやデイサービスを減らしたら、重症化するんですよ、入院する

んですよ、介護離職になるんですよ、家庭崩壊するんですよ。そうすると、安くついたじゃないんですよ、結果的にはコストがかかるんですよ。

これは、くどいようすけれども、私が二年間スウェーデンに留学してルンド大学で書かせていただいた論文には、やはり介護というものをしっかりと充実させないと医療により多くのコストがかかるから、医療と介護をトータルでしっかりと充実させるということが社会コスト的にも非常に重要だという論文を私も書かせていただきました。

については、上野大臣、今検討されているそうですけれども、要介護一、二の介護保険外しとか介護保険の二割負担の対象拡大、これはいつまでに厚労省、政府としては結論を出すんですか。

○上野国務大臣 今、要介護一、二の関係の見直しにつきまして御質問をいただきました。

これは、まず、これまで改革工程表に掲げられた検討項目の中に入っております、介護保険部会等において議論をさせてきていただいております。様々な御意見、今までに委員がおっしゃったような御意見等も十分あるわけでございますが、そうしたものを踏まえて、様々な御意見、賛成、反対、いろいろあります、そうした中で、年末までに結論が得られるように丁寧に検討を進める、今そのような形となっております。

○山井委員 だから、私、今日質問しているわけですよ。年末までに決めちゃうわけですよ。とんでもないですよ、これは。絶対やめてください、要介護一、二、介護保険外しは。

さらに、先を急ぎますが、介護保険の二割負担も、同じように使い控えが増えますから、未来永劫に上げるなどは言いませんけれども、今、これだけ物価高で可処分所得が下がっているときは、二割の負担引上げはやめていただきたいということを強く要望します。

それともう一点、医療に関してなんですが、つまり、診療報酬引上げの話にちょっと移りますが、先日のメディファクスに、「賃金・物価上昇、改定二年目厳しくなるのは「自明の理」 日医会長」という記事がございます。

どういうことかというと、これも質問通告しておりますけれども、結局、来年四月に診療報酬改定をする、でも、した後、更に物価高になるのは目に見えているわけですよね。それで、例えば、診療所は四割が昨年赤字だったけれども今年は五割になるということで、ついては、次期改定における賃金、物価上昇の対応としては、改定二年目の物価、賃金を推計して、推計以上に上昇した部分は二年目に上乗せする仕組み、あるいは、改定二年目の物価、賃金上昇は二年目に基本診療料を中心に上乗せする仕組みの二通りを主張した。後者については二年目に期中改定を必要とすることから、できれば前者、そうでなければ後者と考えているという説明をした。これは、介護も障害福祉報酬も一緒なんですね、今はもう物価高のトレンドになっていますから、ちょっと来年四月に上げても、また間に合わないんですね。

こういう意味で、二年連続、介護も障害者も、そして診療報酬もやるのか。あるいは、それを盛り込んで、理想はやはり盛り込んで、推計できますからね、十分な額を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○上野国務大臣 診療報酬改定につきましては、例えば、新たな治療法あるいは検査方法の開発などに伴いまして、これを迅速に診療報酬へ収載する必要性もございます。

また、一方で、現場の負担への考慮、あるいは改定による影響の検証、そうしたことを行う必要性があるため、現在のところ、原則として二年に一度の改定を行っているところであります。

委員御指摘のとおり、物価高、人件費の上昇に応じて、例えば毎年改定をする、そうした御意見もあろうかと思いますが、こうしたことをその時々の社会情勢や財源規模、またその負担の在り方、こうしたことを様々な観点から検討されるべき問題だと考えております。

いずれにいたしましても、年末の報酬改定に向けては、私どもいたしましては、物価、賃金等の動向等も踏まえて、しっかりと対策になるように最大限努力をさせていただきたいと考えています。

○山井委員 時間が迫ってきましたので、質問通告に従いまして、最後、ちょっと違う質問をしたいと思います。

解雇の金銭解決です。これは私、びっくりしたんですけども、厚生労働省が有識者会議をスタートさせると聞きました、報道にありますけれどもね。やはり、この解雇の金銭解決というのは、本当に働く方にとっては大変深刻な問題で、これは連合も大反対しておりますので、こういう検討を始めること自体が不安をあおりますから、検討はやめるべきではないですか。

それともう一つ、高市総理が指示されている労働時間規制に関しては、経団連は特に裁量労働制の対象拡大を要望しておられます。しかし、私は、二〇一四年に過労死防止法を超党派で馳浩先生などと成立させたときにも、数十人の過労死をされた方々の御遺族の話を数十回お聞きしましたし、特に裁量労働制で過労死をされた被害者の御遺族二人からもお話を聞いて、裁量労働制というのは過労死につながりやすいということを身にしみて実感しております。

については、やはり、この労働時間規制の緩和、裁量労働制の対象拡大もやめるべきだと思います。いかがでしょうか。

○上野国務大臣 まず、解雇無効時の金銭救済制度につきましては、規制改革実施計画において、実態調査の結果を得て速やかに労働条件分科会で議論を再開をすることとされておりましたので、調査結果がまとまったため、分科会で報告したところあります。

分科会におきましては、労使の委員による議論の結果、分科会長から、解雇による不利益と解決金の関係などにつきまして、より具体的な資料やデータを用いた専門家による検討が必要だととの総括がありましたので、これを踏まえて、有識者で検討する場を設けることを検討しているところであります。

また、労働時間規制の緩和につきましては、誰もが働きやすい労働環境を実現していく必要性や、上限規制は過労死認定ラインである、こうしたことを踏まえて検討する必要があると考えております。総理からも、先日、過労死認定ラインでもある上限を超えるなどということは決して言いませんというような答弁があったところでありますので、こうしたことでも踏まえて、今後、総点検の中で、現場の働き方の実態やニーズを踏まえて、把握をした上で精査をしていきたいと考えております。

○山井委員 もうそろそろ終わりますので、締めくくさせていただきますが、今日の配付資料にもありますように、やはり、裁量労働制というのは、簡単に言うとみなし労働時間で、それ以上働いても要は残業代が出ないということなんですね。残業代が出ないのに長時間労働を可能にする危険性があるということで、経営側はやりたがっていますけれども、連合は大反対をしております。

やはりこれは大変問題だと思いますので、もう時間が終わりますけれども、解雇の金銭解決も、これは数か月分の賃金を払って、はい、さようならということになるんでしたら、安心して暮らせませんよ、この国は。そういう意味では、解雇の金銭解決も労働時間規制緩和も検討すべきではないということを最後申し上げて、終わります。

ありがとうございました。